

第1日目(11月29日)

議長(若井達男君) おはようございます。ただいまから平成22年第2回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者、公務のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号20番・牛木芳雄君及び議席番号21番・笠原喜一郎君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本臨時会の会期については去る11月22日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付した会期日程のとおり決定していただきました。つきましては本臨時会の会期は、本日11月29日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日11月29日の1日間と決定いたしました。

議長 日程第3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は予算案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本会期中の付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

議長 日程第4、第20号報告 専決処分した事件の承認について 平成22年度南魚沼市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市長 おはようございます。第20号報告 平成22年度南魚沼市一般会計補正予算(第5号)にかかる専決処分についてご説明を申し上げます。

今回の補正はこの夏における猛暑、あるいは夜間の高温化これらによりまして、水稻の品質低下、減収等による農業収入の減収に伴う農家の資金繰り対策として、新潟県の融資制度に上乗せをし、実質無利子として農家の資金繰りを支援しようとするものであります。この

ため県補助金90万円を受けた中で当該年度分利子補給金200万円を計上し、歳入歳出予算の総額を315億8,038万5,000円とするものであります。それとともに平成27年度までの債務負担行為を設定する補正を専決処分させていただいたものであります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日までにこの制度によります借入れ申し込みは件数18件、総額3,345万円となっていることもあわせてご報告を申し上げます。以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 質疑を行います。

岡村雅夫君 今回、この専決処分については、5年間で2年据置きで無利子ということですが、よそは1年ないしの無利子というようなことで、あとは低利というようなことですが、非常に評価できる部分かなというふうには思っているところであります。

そんな中で先般市長が発言された中で、被害額等をこれから精査し、今後まだ何をやらなければならないかということを検討したいというような発言があったかと思えます。実質的に被害額ですね、被害額をどう想定しているかということが一番問題だかと思っているのです。

なぜならば、よく三重苦というようなことで話をされた中で、要するに米価が下がるということ、これは大体戸別補償の1万5,000円というのはもう見込んで、下げて仮払いも始まったということであります。非常にそれが、例年であると上乘せされるわけでありましてけれども、それが見込みがないというようなことでこの1万5,000円は、もうしょうがなく下がるものだ。いや、それが補てんなのだというような風潮がどうもあるような気が私はしています。従来の米価であってなかなか大変だということで、1万5,000円の戸別補償政策が出たものというふうには私はとらえたいと思っておりますが、その点ひとつ考え方をお聞きしまして、総額の被害額をどう想定しているかというあたりを、ご承知であればお願いしたいと思います。

それからちょっと議長、もう一言、私言いたいことがあるのは、専決処分の中で先ほどの報告の専決処分について一言触れたいことがありますがいいいでしょうか。

議 長 休憩します。

(午前9時37分)

議 長 休憩を閉じて会議を開きます。続けてください。

(午前9時38分)

岡村雅夫君 専決処分の報告の中で、私が驚きましたのは、交通事故の問題が11件ありますね。積み上げてきたのを、整理がついたものをここで出したということだと思っております。さっきの話で猛暑という話があったので、私は猛暑のせいかななんて思って聞いていたらもう次の議案だったものでこういうことになったわけでありましてけれども。

それで11件の中で私がちょっと心配なのは、今、公用車の運転業務というのはかなりの業務委託をされていると思うのです。そうした中で職員が運転していたのか、業務委託の方々がされていたのか、その辺をひとつ。私は、安全教育の面、あるいはいろいろのパート的な

部分なのかとか、そういった部分でこういったのが起きたのかなというふうに感じがしては困るなという立場でお聞きしますが、ひとつよろしくお願いします。

そしてもう1点は、賠償額はここにあります、当然相手があって自分の過失責任とかそういう部分があると思うのです。そういった過失の問題、割合ですね、そういうのがほとんど報告された経過がございません。この1年間、12月を向かえ11月までのことでいいですけれども、こういった公用車事故というのが何件あって、そしてその賠償額がいくらで、そしてこちらの自損の部分ですか、自分の責任部分でどれだけの費用がかかったかというのが私は必要でないかなというふうに考えますので、報告ができればひとつお願いしたいというふうに思います。

議 長 ちょっと待ってください。

岡村議員に申し上げます。諸般の報告につきましては、原則的に質疑を行わないということがこれはきちんと決まっております。それで、あわせて承認を求める専決処分については、今ほどのように質疑は十分になされるという形になっていきますので、ひとつそのように協力をお願いいたします。

(「すみません」の声あり)

市 長 お答え申し上げますが、この20号報告の件であります。例えば1万5,000円分はないものとしてというところで実質算出したのが、約14億8,000万円の減収といたしますかね。(「14億ですか」の声あり)14億8,000万円。この1万5,000円がこれに補てんをされるということで出した数値が、約5億4,900万円。ですから、1万5,000円の戸別所得補償分が入ってきて、それでなおかつ約5億5,000万円の減収、いわゆる被害額であったということになります。

この後のそれぞれの措置、追加策でありますけれども、JA魚沼みなみさんの方から口頭で少し、担い手農家の皆さん方の大型機械の修理等が非常にかさんでいるというような話は伺っておりますが、農業団体の方から正式にこれがあれがというのが来たのは、農業委員会の方が別の用でおいでになったときにそういう話をされていきました。そのときにもお答え申し上げたのですけれども、この後、価格補償の部分が出てくるわけですね。どの程度になるかまだちょっと私どもはわかりませんが、それをある程度確認した上で、新たな処置が必要であればこれはまたやらなければならない。それが12月議会中にはちょっと無理かなと思うのですが、また専決的なことにさせていただくのか、3月まで待てるような状況になるのかちょっとまだわかりませんが。

今、ご承知のように戸別所得の方の支払いは始まっているわけでありまして。それらの状況を見た上で、例えば機械の修理等で非常に大変だと。機械の修理とかになればこの無利子の部分で借りていただいても結構なことではあるわけですね。ですので、その辺もちょっと精査しながらどういう処置が本当に必要なのか、どういう対応が必要なのかというのは、もう少し見守らせていただいて、やるべきときはやらせていただくということでご理解いただきたいと思っております。

岡村雅夫君 不慣れなもので申しわけありませんでした。

やはり今、市長が言うように、戸別補償の部分については補てんというふうな考え方をされるわけでありませけれども、私はそれは別個に考える姿勢でないと、その割に被害が少なかったのだなというような形になってしまうと思うのです。この戸別補償というのは、価格が下がることを想定してできた制度ではないというふうに私はとらえていますが、市長はどう考えているかそこをお聞きしたい。(「議長、市長」の声あり) もうちょっと待ってください。

ですから、全面的に被害額ということは1億4,800万円なのだと・・・(「14億円」の声あり) 14億8,000万円だったということが前面に出てこない、要するに農家の真の被害というのはそこに見えないというふうに私は思うのです。そういう点で対策とはどうあるべきかと、こう考えてしかるべきではないかというふうに私は考えます。そういった中で多分、無利子というのはいいけれども、でも元金を返さなければならないで大変だと、これからまた減収になったらどうしようとか、またこういったことが続くということになると借りたら大変だなということで、もうぎりぎりある懐を絞ってここを乗り越えてという方も多分いるかと思うのです。

そうするとかなりの何ていうのですか支援をしなければならない。特に認定農業者というが大規模の方々が非常に計画的に投資をしたりやっておりますので、ローン自体がここで無理すると次々と進むわけですし、更新もあるわけです。その点でかなり問題が起きるのかなというような感じを私は持っています。それが認定農業者制度等で集約化していくという今までの方針が、どうも継続できないような状況になっては困るなというようなことがありますので、やはり担当課としてみればかなりその辺をつぶさに調査をしないと、まだ余裕があるから口には出さないけれどもというような方がかなりいるかと私は思います。

確かに無利子については率先して借りた方も、私何人か知っていますけれどもそういう点がありますので、被害額を抑える部分に関して、市長ひとつきちんと制度は制度として見まして、前面に15億円という数字を出していくべきではないかなというふうに考えますが、所見を伺っておきます。

市長 戸別所得補償という部分については、今、議員おっしゃるように価格が下がったときの対応だとかとそういう意味ではなくて、水田機能の保全、いわゆる地球環境保全ですね、こういうことも含め、米の下落があったときにこれで対応してくれやということではなかったわけです。農業者に対する、米価とかそういうこととは別の補償分というふうに、私はとらえています。

ですから、本来はこれがあるから米価が下がるとか下げるとかと、これはやはりまずいとだと私も思っておりますが、市場価格が形成される中では、結局そういうふうにある意味買いたたきの部分が出てくるということですので、これを私たちがどうこうはなかなかでき得ない。実質的にはやはり今までと比べれば約15億円減収ということは、これはもう当たり前前のことありますので、減収額そのものは従前の例に比べれば約15億円。ただ、実

質的にまた1万5,000円という部分が入ってくれば、それはそれとしてやはり引けばこうだというこの数値も出しておかないと、やはり一般の皆さん方、農家でない皆さん方から見ますと、1万5,000円入っているのではないかと、そういうことにもなるわけであります。そういうことをきちんと説明をしながら話していかなければならないと思っております。

明日があさってですね・・・明日か、認定農業者の代表の方から面会の申し込みがあります。これは確か認定農業者の皆さん方、担い手農家の皆さん方に対する支援制度のことだとは思っておりますが、まだ具体的な内容は全くわかっておりません。先ほど触れましたようにJAとか、あるいは農業委員会とかからの話の上での、大変なんだよということは1~2伺いましたけれども、そのときも私は申し上げたのですが、本当に実情的に生の声が農林課にも何も全く入ってきていなかったのですね。ですので、どういう対応をとれば本当にいいのかということとは、結局まだ未定です。

そこでさっき触れましたように、これから価格下落の補償分が確定するわけですね。それを加味して実質的に本当にこれは厳しいという部分が出れば、当然追加で支援策を検討していかなければならないということであります。

米と例えばスイカ。スイカは今年は非常に良かったが去年は非常に悪かったですね。ですから、そういう皆さんとの整合性もある程度は若干とらなければならない。米が基幹産業ということは、これはもう認識しているわけですから、それと同じとは言いませんけれども、余りにもそっちの方を無視して米だけはどうかということには、やはりちょっと無理もある。理論的には無理もある部分もありますが、とにかく来年以降の農業経営に、農家経営に大きな支障が出るというようなことだけは避けたいという思いでは、今もあります。

岡村雅夫君 市長も同じような見解と言いながらも、1万5,000円を加味した減収だったということも言わなければならないと、こういう話ですけれども、私は本来減収分について8割補てんというような形でやってくる制度が、多分これから皆さんが期待している部分だと思うのです。この1万5,000円の戸別補償制度というものの自体は、今までの要するに従来の形であくまでもちょっと米価が安すぎると、生産者米価としてみるとまだまだ実費ぎりぎりだからちょっと上げて手当をしなければならぬという制度だったということと、やはりこれは前面に出していかないと、買ったたきにあったということにほかならない話になってしまいますので。

私はこの点で、基幹産業という位置づけをしている市としてみれば、やはり15億円の被害があったのだと。今年の状況からいろいろの情勢から踏まえてこういうことになったのだということは、やはり前面に出していくべきであると。たまたまその中で今年は1万5,000円の手当があったからということで若干は緩和されたと。さらにこれから減収についての価格補てんがあれば、これまた来年、再生産にどうつながるかというような立場が必要ではないかなというふうに思いますので、一言申し添えます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 お諮りいたします。

第20号報告 専決処分した事件の承認について 平成22年度南魚沼市一般会計補正予算(第5号)は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第20号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第5、第86号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第86号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例は平成22年8月10日になされました人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与につきまして所要の改定をするための改正でございます。なお、国会では一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律として、11月18日衆議院で可決、11月25日参議院で可決成立というふうになってございます。

本年の給与勧告のポイントは、月例給、期末勤勉手当ともに引き下げでありまして、人事院において、従業員50人以上のおよそ1万1,100事業所、約45万人の個別給与を調査した結果、民間給与との格差が0.19パーセント、期末勤勉手当の格差が0.2月ということ で引き下げの勧告となったものでございます。

給与改定の内容でございますが、民間給与との格差を解消するために月例給を引き下げる こと。特に50年代後半層の給与水準是正のための措置及び給料表の改定を実施するという ことでございます。お手元に、右の上に四角で囲んだ第86号議案資料、87号議案資料、 88号議案資料とあるものをお出しいただきたいと存じます。

二重丸の第86号議案の部分でございます。一枚ものでございます。条例の骨子を(1) から(6)まで記載をしてございます。(1)の管理職の昇給抑制措置の廃止であります が、これは勧告とは直接の関係はございませんが、管理職の5級、6級相当職の給与抑制措置を 実施しておりますが、例えば50歳で管理職になった人と54歳で管理職になった人で、給 与の逆転現象が生じているということから、今般廃止をするものでございます。現状では4 級ですと適正な勤務状況であると1年に4号給の昇給がありますが、5級になりますと現状 では3号給の昇給でございますので、遅く管理職になった方が給与を追い越すという現状を 解消しようというものでございます。

(2)の55歳を超える職員で6級相当職 部長職と一部の課長職であります、55歳に達した翌年度から給料の支給額を1.5パーセント引き下げるといふものでございます。人勤の50代後半の給与抑制の部分でございます。なお、現在55歳を超えている方については施行日から実施ということになります。

(3)の国に準じた給料表の改正であります。医療職(1) これは病院の先生方でございますが、これを除きまして40代以上の中高年齢層の給与月額を0.1パーセント引き下げるものでございます。

(4)の平成18年給与改定。これは昔の1号給が4号給に細分化されたり、給与が減額された改正でございましたが、このとき現給保障をしている部分がございます、その経過措置対象者について算定の基礎となる給与月額を減額するものであります。さらに先ほど申し上げました55歳を超える職員は、算定される経過措置額から1.5パーセントを減じた額をそのものの措置額とするという改定でございます。

(5)でございますが、この改定による格差相当分0.28パーセントについて、12月期の期末手当で調整額として差し引くというものでございます。

(6)であります、期末勤勉手当の支給率の改定でございます。格差分0.2月分の減額ということで表の右上の欄で4.15月とございますが、本年度は6月期の手当が支給済みでございますので、1欄下がっていただきまして12月期で調整をして、全体で0.2月減の3.95月にと。23年度以降につきましては6月期、12月期が、下から2欄目の欄になりますが支給率にするための改正ということでございます。

2として給与改定を伴う関係条例の整備では、(1)から(3)までを所要の改正をさせていただきますというものでございます。

議案をお出しいただきたいと思ひます。少し複雑でございますが、1ページから順にご説明を申し上げますと、改正条例は全5条で構成をされておりまして、第1条では平成22年度における給与条例の改正部分でございます。4条第5項及び第6項中、かぎの部分の削るという記載が3行目までございますが、これが管理職の抑制措置を廃止する改正でございます。次の16条の5第1項中以下が期末手当の部分、第16条の8第1項中以下が勤勉手当の部分でございます。

附則第29項を次のように改めるとありますが、見出しにありますように給与減額に関する特例措置であります。6級以上、部長と課長の一部であります、55歳以上の者に対する減額規定でございます。ここでは特定職員と規定をされておりまして、最後から2行目後段に、「次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。」とありまして、次のページをお願いいたします。

第1号では給料月額、第2号では地域手当、第3号では期末手当、第4号では勤勉手当にそれぞれ1.5パーセントをかけた額を減額する旨の定めでありますし、3ページになりますが第5号では休職者の給与減額についての定めでございます。

附則第30条は月の初日以外に特定職員になったときの規定、第31項は特定職員の1時

間当たりの給与単価の規定、第32項につきましては勤勉手当の支給総額の減額に関する規定でございます。

最下欄に別表第1の改正規定がございますが、次の4ページから25ページまでが給料表の改正でございます。0.1パーセント相当で級により差がありますが、月額200円から500円の減額であります。

25ページ下段をご覧いただきたいと思えます。第2条でありますが、23年度以降の期末、勤勉手当に関する規定でございます。26ページの第3条では、平成18年の条例第33号により現給保障となっている部分の引き下げの規定でございます。第4条では22年施行の任期付職員の採用等に関する条例の中で、一部改正として人勧を受けて給与及び期末手当の減額規定でございます。なお、現在はこれの運用はございません。第5条は同条例の期末手当にかかる23年度以降の規定でございます。

27ページの附則でございますが、第1項では施行期日を全体的にはこの12月1日から施行とし、先ほど申し上げました23年度以降の部分である第2条及び第5条は、平成23年4月1日からの施行としたいものでございます。第2項につきましては、いわゆる調整額、4月1日以降の支給分を改正条例による差額分、これを12月に支給される期末手当で調整をする規定でございます。

28ページ以降であります。本件施行にかかる読替規定、並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び育児休業条例などの関連条例の整備に関する規定でございます。

改正条例の概略は以上であります。参考までに試算によりますと、扶養など一概に比較はできないのでございますが、45歳主任3級クラスで年間影響額が8万3,000円くらい、57歳部長6級クラスで年間24万円ほどの影響が出るという結果でございます。

なお、22年11月12日、職員組合との団体交渉において市長から人事院勧告準拠の旨の説明、了承を得ていることを申し添えさせていただきます。以上であります。よろしくご審議の上ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 ちょっと確認ですが、医療職(3)これは看護師になるわけですがけれども、そこも下げていくのでしょうか。というのは、やはり看護師さんなんかは給料を下げられるとなかなか来なくなってしまうのではないのかなという思いもあったり、逆に求人とかトラバユミみたいなこともあるのではないかなという思いがあるわけです。いつもいつも、要は市立病院の職員探していますよというような中で、ちょっと給与をカットしていくというのは看護師不足に拍車がかからないかどうかという点について。私は前もこれと同様のことを言ったことがあるのですが、ちょっとそここの確認をさせてください。

総務部長 先ほど申し上げましたように医の(1)ドクター、医師、歯科医師を除いて一応人勧が出ておりますので準拠させていただくということでございます。

牧野 晶君 市の方針として、要は過去にも国の人勧をもう100パーセントに近いぐらい守っていくよというのが市の方針ですが、一部に関してはちょっと変えていくべきでは

ないのかなという、そういう特殊な事情のある場所については変えていくべきではないのかと。端的に言えば看護師さんなんかは確保できるの、という点の非常に思いが。というのは、何年か前にちょっとあるところで給料を下げるなんていう話をしたら、職員が辞めそうになって、いやいや、やはりそんなことはないよ、なんていうふうな話をしたそういうふうな事例　　この南魚沼の市ではないですけども、そういう事例もちょっと聞いたりもしているのです。そういう点を考えるとちょっとおっかないなという思いがあるのですが。

市長　　過去に平成18年度から独自に5パーセントの給与削減を3年間やらせていただいた。その際に、それだから安心したとかそういう意味ではなくて、では看護師を辞めてどこかへ行くかとかそういう目立った動きというのは見えておりません。

今回これだけ下がるわけですけども、これについて何ていいますか、そのことで例えば辞めようとかそういう方は今のところ把握しておりませんし、給与が低いから例えば南魚沼市の看護師さんにはなりたくないという話というのは、ほとんど聞いてはおりません。伺っておりませんので、極端に差が出ていけば別でしょうけれども、いわゆる公務員としての立場では全部同じであります。民間との差がどうあるかというのはちょっとわかりませんが、

結局医療職の皆さんというのは、給与もさることながら職場の環境といいますが、そういうことが非常に大きな要因だろうと思っておりますので、全然ないとは言いきれませんが、このことによって看護師さんの応募をする皆さん方がなくなるとか減るとか、あるいは現職の看護師さんがこのことによって辞職していくということは、まずはないだろうというふうに思っております。

岩野 松君　　ちょっと質問しますけれども、人勤からの影響だということですが民間の給与と比較して下げると。公務員給与が高いからという雑ばくなことであれですが、この市ではそれによる影響額は全体的にどれくらい出るのか。例えば23年度から施行した場合、どれくらい給与分が引かれるのかということがもしわかったらお知らせください。

そしてこの民間との差額というのはいつもいろいろあって、今までは値上げが多かったというふうに記憶しております。けれども、特に今回は値下げになる影響は、ここリーマンショック以来、それ以前からも法律改正によって民間人が、特に時給・日給で働かざるを得ない人たちやワーキングプアに近い勤めしかないということが、いわゆる普通の勤め人の給与も引き上げない、引き下げてきている、その結果もあると思います。そういう形で引き下げられるということは、いたちごっこになるのではないかと思います、ますます景気に関していえば冷え込む要素を作っていくのではないかと思いますけれども、この市におけるそういう影響額というのはどう出るのか。もし、お考えがあったらお聞かせください。

総務部長　　12月で補正でまたお示しをしますが、給料表の方の改定でいきますと160万円程度の影響が22年度ですと出ると。手当の方だと大体5,200万円くらい影響が出るだろうということでございます。

それから私どもといたしましては、とても全部の職を調べてやるというようなことはして

おりませんので人勸に準拠ということでございます。ここで引き下げるからまた民間が下がるのではないかというふうに言われますけれども、現状としてはそうなるかもしれませんが、人事院で要は調査をした結果その格差があるということで下げるといことですので、それ以上私の方でどうこうということをお願いする立場にはございません。以上でございます。

岡村雅夫君 50人以上の企業の調査と、その結果という人事院勧告があるということでもありますけれども。これは民間との格差があるからということで、民間の給与水準に合わせることを基本とし、というようなことだと思っておりますけれども、今ほどの質疑と絡みますが、実際これが民間の格差は縮まっているというふうにとらえてこれを随時行っているのか。その辺をひとつもう1回お聞きします。

それで、県の事態を若干示させていただきますと、県は人勸以上ですね。マイナス2パーセントです。それで10年間で83万3,000円給与が減っております。そして先般、人事の方で総務課で調べさせていただきましたが、合併後ですね17年から21年。21年の平均が658万6,000円だそうですが、21年度の前年度が604万4,000円ということですのでマイナス54万2,000円の給与の減額があるということでもあります。

そういったことから私は、ちょっと職員組合との交渉がという報告がありましたので若干触れますけれども、人事院制度というのがあって給与勧告をするかというこれについては、労働基本権というものがあってですが、公務員はそれをと、要するに団結権、団体交渉権、団体行動権という争議ですね、ストですよ。そういったことを公務員はやってはならないということでこの人事院勧告制度ができ、そしてこういった要するに人事院勧告という措置が設けられているというふう聞いておりますけれども。

私はこの労働条件の改善とか賃金の改善の立場、要するに今まで勝ち取るというだけの時代から、今度は改悪と申しますか下がってくるのですよね。組合活動、運動、そういうのをしないで下げるのにどんどん従っていくという、非常におかしくな状況ができていくと思うのです。そういう点で組合としては人事院だから仕方がないのだという形なのか、まあそうだよなという、我々はやはり優遇されているよなという感じなのか、その辺の感覚をひとつお聞きしたいのですけれども、ひとつ。さっきの報告は了承済みというよう感じの話ですが、その動きをちょっとお聞きします。

もう1点。今度は民間的な部分と絡むのですけれども、市には臨時職員というのがありますよね。臨時職員はどういうふうに変っていくのか。そしてあるいは、いつも私が言いますが委託業務等の単価等にも影響を及ぼしていくのではないかというふうに思います。そういう点、これはこれというふうにとらえているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

市長に、今ほど前段でありましたけれども、市長自らがやはりこういった景気とか市民の経済状況とか、どうあっていかなければならないとかという立場からしてみても、これを進めることによってどういった影響が出るのかというあたりは、やはりつぶさに検証が必要ではないかなというふうに考えますが、そういう点でひとつお考えがあったらお聞きしたいと思います。

市長 詳しいことについては後ほど総務部長からまた答弁させますが、17年から所得総額が下がっているという、これは給与引き下げ等のこともあるのかもわかりませんが、ご承知のように合併をしてそしていわゆる高齢と言っては失礼ですが、年齢層の上の皆さん方がもうどんどんと退職していった。そして新しい人を今度は半分ぐらいつつしか採用していないわけですから、おのずと平均して割れば下がりますね。高い人が辞めて安い人が入って数も減っているところになりますから。ですから、これが下げた影響がどうか、人事配置による影響がどうかというのは、ちょっと私がそこまでは分析しておりませんが、そういう要素も多分にあるということをご理解ください。

そしてこの人勧であります、私はもう就任当初から人事院勧告に準拠すると。このことは組合ともきちんと話しております。ですので、去年、おとしだったですか、ちょっと上がったことがありましたね、勤勉手当だか何か。その際にも牧野議員から相当厳しく追及をされましたけれども、人事院勧告準拠と、国公準拠と。ですから、組合の皆さん方もそれはあきらめとかどうかという意味でなくて、お互いの信頼関係でそうしてきているから、今回もそれはもう当然とは言いませんけれども受け入れていきます。ですから、一切このことについての異議とかそういうことはありません。おっしゃったようにもうスト権の代償措置のこの勧告でありますので、こういう制度がある限りは、私はそれはきちんとやっていきたいと。

それで今、部長がちょっと言いましたが、ボーナス等も含めると約6,000万円ぐらいの支払われるべきであった給与が支払われないということですから、これはもう当然消費やそういうことの影響というのは出ると思います。ですから、今この人勧で下がった分が私はそれが最良の策であったとは思っていませんけれども、一般的に民間の皆さん方との立場これらを考えれば、数値そのものは妥当であると思いますが、こういう時期に給与をどんどん下げていってばっかりいいものではないという考えは持っております。

総務部長 前段、市長がご答弁いただいたものでほとんど尽きているかと思いますが、ご存知のように人勧につきましては、国家公務員の給与は市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては労使交渉等によって経済、雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的と。これは人事院のお話ですけれども、そういうことでございますので、私の方もそうだというふうに思っております。

それから組合の部分につきましては、私がここで 元組合員ですけれども、どうこうと言う立場にありませんので、公の全体の奉仕者として制度に乗かってそれを受け入れているのだろうと。私であればそうだという事でお答えにさせていただきたいと思っております。

それから臨時賃金につきましては、これは人勧とは大きな関係はございませんので、予算等で定めるわけでございます。今回はいじる いじるという言い方ではなくて変えるということは今のところ考えておりません。以上でございます。

議長 質疑を終わることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

岡村雅夫君 私はこの原案に反対の立場で討論に参加をさせていただきます。今ほどの質疑の中でもありましたが、民間の冷え込みということで賃金格差が広がっているということとを是正する勧告という意味であろうかと思えます。これを過去数年続けてきているわけがありますけれども、民間との格差は縮まないというふうに私はとらえております。

それよりももっと大変なことは、私は、今、市長も言いましたが消費に影響があると。要するに公務員の給与が6,000万円ここで下がる。それだけでも消費に影響があるというふうにとらえているわけがありますけれども、私はもっともっと、民間の給与もこれに付随して下がっていくといことになると、膨大な消費低迷が起きるといいうふうに考えております。

私は常に申し上げておりますけれども、民間給与、あるいは市が発注する仕事であろうが末端の賃金、これが上向きをしない限り景気は立ち直らないというふうに考えております。私はこの案が通ったとしても、公務員のこの給与引き下げが実質的に民間賃金に影響を及ぼしまして、ますます賃金が低下するそういった現象は進むばかりだといいうふうに考えております。

今、市長も言いましたけれども、私は、市長提案として人事院勧告に従うというその一つの方針は今までやってきたわけではありますが、そろっとそれを見直す時期でもあるかなといいうふうに考えております。私たち一般の企業も、今、新潟県で50人以上の企業というのはほとんどなく、99.9パーセントが中小業者だといいう話も聞いておるわけでありまして、大会社のないこの新潟県、またこの南魚沼地域においても、私はこのサイクルはいかがなものかといいうことで原案に反対でございます。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

次に原案に反対者の発言を求めます。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第86号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例等の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、第87号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 先ほどの86号議案の議案資料の裏面をちょっとご覧いただきたいと思ます。二重丸の上段のところでご説明を申し上げます。一般職の給与勧告の準拠に伴いまして特別職も引き下げるべきという市長からの指示がございまして、国の指定職が0.2パーセント引き下げということから同率の引き下げ改定でございます。

最初に、議会議員の報酬の額及び市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出する際は、あらかじめ特別職報酬審議会の意見を聞く旨の手続が条例上定められておりまして、22年の11月18日特別職報酬等審議会をお願いいたしまして諮問をした結果、それぞれ引き下げることに全会一致でご答申をいただきましたのでご報告をさせていただきます。

1にありますように給料月額につきましては、市長で現行84万5,000円を0.2パーセント相当の1,700円引き下げて84万3,300円としたいものでございます。以下同様に副市長、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者につきましても記載のように引き下げさせていただきたいというものでございます。また、2の期末手当につきましては、現行3.05月であります。0.15月減じまして改正後は2.90月としたいものでございます。

議案の方をちょっとご覧ください。第1条では特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正でございまして、市長、副市長の本年度適用の期末手当の支給率、給与額を、第2条では23年度以降の期末手当の支給率を規定しておりますし、第3条では教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございまして、教育長の給与、給料額並びに本年度適用の期末手当の支給率を、次の2ページでございまして、第4条では23年度以降の期末手当の支給率を定めてございます。

5条、6条は水道事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございまして、水道事業管理者にかかる同様の規定でございまして、第7条は病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございまして、元の条例の中で期末手当については市長の例によると定めてございますので、ここでは給料額の改正規定だけということでございます。

附則でございまして、この条例は22年12月1日から施行ということですが、先ほど申し上げましたように来年度以降分につきましては、23年4月1日施行という二段式で改正をさせていただきたいものでございます。

なお、改定による常勤特別職の市長、副市長、教育長、水道事業管理者の1年間、12月1日から向こう1年間でございまして、給料の部分で6万円ほど、期末手当の方で45万円ほどの影響が出るということでございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 お諮りいたします。

第87号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7、第88号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第88号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

先ほどのワンペーパーの裏88号議案資料をご覧いただきたいと思います。下段の方でございます。常勤特別職が0.2パーセント引き下げということから、それに準じまして1にありますように報酬月額につきましては、議長さんで現行40万円を0.2パーセント相当の800円引き下げまして39万9,200円としたいものでございます。以下同様に副議長さん、常任委員長さん、議会運営委員長さん、議員さんにつきましても記載のように引き下げをさせていただきたいものでございます。

また、2の期末手当につきましては、常勤の特別職に同じく現行年間3.05月でございますが、0.15月減じまして改正後は2.90月としたいものでございます。

議案の方をご覧ください。第1条では議長ほかの報酬額の改定と本年度適用の期末手当の支給率を規定しておりますし、次の第2条では23年度以降の期末手当の支給率を定めております。

附則でございますが、この条例につきましても22年12月1日施行ということでございますが、来年度以降の部分につきましては、23年4月1日から施行という2段階式の改正でございます。

改定による1年間を試算しますと、報酬の部分で19万円余り、期末手当の部分で137万円余りの影響額が出るということでございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 お諮りいたします。

第 8 8 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第 8 8 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。平成 2 2 年第 2 回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

(午前 1 0 時 3 0 分)